

# 障害者総合支援法に基づく指定短期入所生活介護事業所白水長久苑 (短期入所) 運営規程

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人長久会が設置する指定短期入所生活介護事業所白水長久苑（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービスの短期入所（以下「短期入所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、短期入所の円滑な運営管理を図るとともに、利用者又は障害児（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な短期入所の提供を確保することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 短期入所の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な短期入所の提供ができるよう努めるものとする。
- 3 短期入所の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年大分市条例第40号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

## (虐待防止に関する事項)

第3条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者を管理者とする
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底

- 2 事業所は、サービスの提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者等の家族等障害者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者等を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

## (事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 指定短期入所生活介護事業所白水長久苑
- (2) 所在地 大分県大分市大字横尾字大原1897番地2

## (職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（兼務）  
管理者は、従業者の管理、短期入所の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている短期入所の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 医師 1名（嘱託）  
医師は、利用者等の健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 看護師 1名以上（兼務）

看護師は、医師の命を受けて入所者の健康管理及び保健衛生の業務を行う。

- (4) 介護職員 5名以上（兼務）

介護職員は、利用者等の日常生活上における身の回りの援助及び介護の業務を行う。

- (5) 生活相談員 1名以上（兼務）

生活相談員は、利用者等の相談及び援助を行う。

- (6) 栄養士 1名以上（兼務）

栄養士は、利用者等の栄養管理及びこれに関連する業務を行う。

- (7) 機能訓練指導員 1名以上（兼務）

機能訓練指導員は、利用者等の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

- (8) 調理員 4名以上（兼務）

調理員は、給食の業務を行う。

- (9) 事務職員 3名以上（兼務）

事務職員は、必要な事務を行う。

（利用定員）

第6条 事業所の利用者等の定員は、10人とする。

（短期入所を提供する主たる対象者）

第7条 事業所において短期入所を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者（18歳未満の者を除く）
- (2) 精神障害者（18歳未満の者を含む）

（短期入所の内容）

第8条 事業所で行う短期入所の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴又は清しき
- (3) 身体等の介護
- (4) 機能訓練
- (5) 生活相談
- (6) 健康管理
- (7) 送迎サービス

（利用者及び障害児の保護者から受領する費用の額等）

第9条 短期入所を提供した際には、利用者及び障害児の保護者（以下「支給決定障害者という」）から短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額に90分の100を乗じて得た額の支払を受けるものとする。
- 3 前2項のほか、次に定める費用については、支給決定障害者等から徴収するものとする。

- (1) 食事の提供に係る費用

- (ア) 1日につき1445円（うち食材料費は直近決算において算定した額）
- (イ) 朝食 1食につき 380円（うち食材料費は直近決算において算定した額）
- (ウ) 昼食 1食につき 565円（うち食材料費は直近決算において算定した額）
- (エ) 夕食 1食につき 500円（うち食材料費は直近決算において算定した額）

ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第2号から第4号までに掲げる支給決定障害者等（低所得利用者という。）に対して食事の提供を行った場合は、直近決算において算定した食材料費の額に加えて、食事提供に係る人件費相当として、1日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額（480円の100分の10）の支払いを受けるものとする。

- (2) 水道光熱費 1日につき555円
- (3) 日用品費の実費

(4) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、その支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるものの実費

- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域は、大分市の全域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第11条 利用申込者又は家族は、短期入所に係る重要事項を記した文書を受領し、内容、手続き及び費用の説明を受け同意する。
- 2 利用申込者又は家族は、前項により同意したサービスの提供を受けるに当たっては事業者の請求により利用料の支払いを行う。

(緊急時等における対応方法)

- 第12条 現に短期入所の提供を行っているときに利用者等に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

- 第13条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

- 第14条 提供した短期入所に関する利用者等並びにその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した短期入所に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、また、法第48条第1項の規定により大分県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは短期入所事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等またはその家族からの苦情に関して市町村又は、大分県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は、大分県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法第83条(昭和26年法律第45号)に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(身体拘束の禁止)

- 第15条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下、「身体拘束等」という。)を行わないものとする。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
  - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業員への周知徹底
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
  - (3) 従業員に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1カ月以内

(2) 継続研修(全体研修会 年9回)

2 職員は、その業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等並びにその家族の同意を得るものとする。

5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

6 事業所は、利用者等に対する短期入所の提供に関する諸記録を整備し、短期入所を提供した日から5年間保存するものとする。

7 この規程に定める事項その他運営に関する必要事項は管理者が定める。

#### 附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年11月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年3月1日から施行する。